

県互助組合への加入・退会手続きについて

互助組合
(082)228-1386

加入手続

公立学校共済組合の資格を取得された方は、互助組合に加入できません(一部の市町費等の職員を除く。)


- 1 提出書類 「㊤加入申込書」(※1)(共済組合員証番号が変更となった場合も提出が必要です。)
- 2 提出期限 共済組合員資格取得日から20日以内(必着)(※2)(※4)

退会手続

互助組合員が退職(組合員の資格喪失)(※3)されたときは、退会となります(給与の支給が県費負担の任用期間に定めのある有期職員は、手続不要です。)

- 1 提出書類 「㊤退会給付金請求書」(※1)
- 2 提出期限 すみやかに

◎ 引続き勤務されるときでも次のような場合は手続が必要です！

区分	事例	退会手続	加入手続	備考
県内異動者	異動して共済組合員証番号が変わったとき 例.(県費職員) (市町費職員) 	○	○	退会:旧共済組合員証番号の加入期間に対する退会給付金を給付します。 加入:加入希望者は新しい共済組合員証番号で、再度、㊤加入申込書の提出(※2)(※4)が必要です(異動先が県互助組合に加入できる場合に限る。)
任期付職員	任期満了後に共済組合員証番号が変わったとき 例.(任期付職員) (県費職員) 	×	○	退会:旧共済組合員証番号の加入期間に対する退会給付金に係る掛金徴収はないため、㊤退会給付金請求書の提出は不要です。 加入:任意で加入できます。但し、貸付事業及びリフレッシュ給付金事業は対象外です。加入希望者は新しい共済組合員証番号で、再度、㊤加入申込書(※2)(※4)の提出が必要です。
臨時的任用職員	共済組合員証番号は同じだが一度退職(※3)した後、日を空けて任用されたとき 例.(臨時的任用職員) (臨時的任用職員) 	×	○	
再任用フルタイム職員	定年退職後、再任用フルタイム職員になったとき 例.(県費職員) (再任用職員) 	×	○	

(※1) 互助組合ホームページ (<http://www/gojo/or/jp/>) からダウンロードしてください。

(※2) ㊤加入申込書の提出は、共済組合員資格取得日から20日以内(互助組合必着)となりますので、御注意ください。

(※3) 共済組合員証(健康保険証)返納(共済組合員証番号変更時を含む。)

(※4) 互助組合の退職医療制度加入者は、加入できません。